

浜松市納骨堂の受付窓口・お問い合わせ先

◆区 役 所 【受付時間】午前8時30分～午後5時15分
【休 日】土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日

中 区 区民生活課	【電 話】053-457-2131 【所在地】〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
東 区 区民生活課	【電 話】053-424-0164 【所在地】〒435-8686 浜松市東区流通元町20番3号
西 区 区民生活課	【電 話】053-597-1115 【所在地】〒431-0193 浜松市西区雄踏一丁目31番1号
南 区 区民生活課	【電 話】053-425-1346 【所在地】〒430-0898 浜松市南区江之島町600番地の1
北 区 区民生活課	【電 話】053-523-1116 【所在地】〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305番地
浜北区 区民生活課	【電 話】053-585-1112 【所在地】〒434-0038 浜松市浜北区貴布祢3000番地
天竜区 区民生活課	【電 話】053-922-0019 【所在地】〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地

◆三方原墓園管理事務所

【所 在 地】〒433-8108
浜松市北区根洗町784番地
【電話・FAX】053-437-8108
【受付時間】午前8時30分～午後5時15分
【休 日】12月29日～1月3日

◆船明墓地管理事務所

【所 在 地】〒431-3306
浜松市天竜区船明2065番
【電話・FAX】053-925-8820
【受付時間】午前8時30分～午後5時15分
【休 日】12月29日～1月3日

平成30年8月 発行

浜松市市民部市民生活課 浜松市中区元城町103番地の2
電話 053-457-2026 E-mail simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

12100 古紙配合率100%再生紙を
使用しています。



浜松市納骨堂

浜松市納骨堂がある三方原墓園は、JR浜松駅より北方約12.5kmの三方原台地に位置し、戦国時代には徳川家康と武田信玄が戦った古戦場でもあります。

園内には、日本庭園や多目的広場などが設けられ、明るい墓地公園として墓参者だけでなく、多くの市民の方に散策の場として利用していただける場所となっております。

納骨堂は、三方原墓園管理事務所の北側にあり、参拝者は、中央に設けられた参拝ホールで故人と対面していただくことになります。

◆所在地	浜松市北区三方原町2420番地の2 (浜松市三方原墓園内、三方原墓園管理事務所北側)
◆施設構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建
◆延床面積	311.94㎡
◆収蔵能力	永年納骨 6,000体 期限付納骨 3,000体
◆供用開始	平成19年4月1日

開堂日・時間

- ・年末年始(12月29日から翌年の1月3日)を除く毎日
- ・午前8時30分から午後5時15分まで
- ※中央に設けられた参拝ホールは、いつでも利用できます。

納骨堂をご利用いただける方

- 次のいずれかに該当の方が納骨堂を利用できます。
- ・浜松市民で、現に焼骨をお持ちの方
- ・死亡当時浜松市民であった方の焼骨をお持ちの方

納骨の種類

①永年納骨

焼骨(分骨を除く。)を永久的に預ける方に利用していただく方法です。焼骨は、他の方の遺骨とともに永年収蔵室に合葬しますので、一度お預かりした遺骨は、お返しすることができません。

②期限付納骨

墓地に焼骨を埋蔵するまでの間、一時的に焼骨(分骨を除く。)を預ける方に期限を定めて利用していただく方法です。焼骨は、ロッカー形式の区画に1体ごと骨壺のまま収蔵されます。

◆納骨堂の利用を申請するときの必要書類(持ち物)

- ・申請者の住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)及び戸籍の謄本又は抄本(申請者と亡くなった方の関係が確認できるもの)
- ・亡くなった方の戸籍又は除籍の謄本又は抄本(死亡が確認できるもの)
※申請者または亡くなった方が外国人の場合の必要書類は、受付窓口にお問い合わせください。
- ・印鑑(本人が窓口で自署する場合は、不要)

・申請者と亡くなった方の続柄によっては、他の親族等の同意書

・代理人による手続きの場合は、委任状

・納骨堂に焼骨を納めるときは、火葬許可証又は改葬許可証が必要となります。



参拝ホール



①永年納骨(収蔵室)



②期限付納骨(収蔵棚)

使用料

(令和元年10月1日現在)

- ①永年納骨 1体につき 123,610円
- ②期限付納骨 1体、1年につき 7,220円
- ※納付された使用料は、お返しできません。

永年納骨の生前登録

浜松市民で、ご自身の死亡後の焼骨について永年納骨を希望する方は、生前に登録をすることができます。

※登録有効期間は、受付(登録)の日から5年です。

◆永年納骨の生前登録をするときの必要書類(持ち物)

納骨を行ってくれる方(祭祀承継者)をあらかじめ指定していただきます。

- ・申請者の住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)
- ・印鑑(本人が窓口で自署する場合は、不要)
- ・代理人による手続きの場合は、委任状
- ・祭祀承継者が相続人でない場合は、祭祀承継者の承諾書

交通のご案内

【三方原墓園・納骨堂】

- バスをご利用の場合
JR浜松駅バスターミナル15番
浜川行き・奥山行きにて「三方原墓園」下車
- 自家用車をご利用の場合
JR浜松駅から国道257号(金指街道)を
北進約12.5km



三方原墓園正面



日本庭園



三方原墓園管理事務所



「浜松市納骨堂パンフレット」区再編による訂正（令和6年1月1日～）

令和6年1月1日の区再編により浜松市納骨堂及び三方原墓園管理事務所、所管課の住所の区名が変更になりました。また受付窓口・お問い合わせ先について旧区役所から行政センターへ名前が変更となったため、訂正いたします。

【表面】 所在地の区名変更

浜松市納骨堂

旧 ◆所在地 浜松市北区三方原町 2420 番地の 2

新 ◆所在地 浜松市中央区三方原町 2420 番地の 2

【裏面】 浜松市納骨堂の受付窓口・お問い合わせ先

◆区役所

中央区役所 区民生活課 053-457-2131 （旧中区 区民生活課）

浜名区役所 区民生活課 053-585-1112 （旧浜北区 区民生活課）

天竜区役所 区民生活課 053-922-0019

◆行政センター

東行政センター 053-424-0164 （旧東区 区民生活課）

西行政センター 053-597-1115 （旧西区 区民生活課）

南行政センター 053-425-1352 （旧南区 区民生活課）

北行政センター 053-523-1116 （旧北区 区民生活課）

◆三方原墓園管理事務所

旧 所在地 浜松市北区根洗町 784 番地

新 所在地 浜松市中央区根洗町 784 番地

浜松市市民部 市民生活課

旧 所在地 浜松市中区元城町 103-2

新 所在地 浜松市中央区元城町 103-2